

# HAPEE 海外レポート MAIL

Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange

海外レポート増刊号は、回覧して皆様でお読みください。

大連 ビジネスサポーター 趙 万利

今年 4 月から大連ビジネスサポーターを務めます桜葉コンサルティング(株)大連室長の趙 万利と申します。ここ大連で企業法務専門の弁護士をしております。

2009 年に広島大学大学院社会科学部を卒業後、中国司法試験に合格しました。その後、日本の法律事務所で 1 年間の司法研修を積みました。当初は、人との接し方や相手の話にしっかりと耳を傾けることから始まり、相手の考え方や立場を理解した上で、信頼関係を構築していくことの重要性を知りました。2010 年から大連で弁護士として業務を開始し、近年では上海段和段(大連)法律事務所パートナー弁護士も務めております。これまでも会社法務の専門家として、契約書作成、会社税務紛争、労務相談、商標・著作権の訴訟に関するご相談など、外国企業投資、持株譲渡、外国人所得税などに関する交渉・訴訟など多くの案件を手掛けてきました。



大連は 1978 年に始まった解放改革政策の一環として、金州区の半分に相当する 50 km<sup>2</sup>が「大連経済技術開発区」に指定され、東芝、三菱電機、サンヨー電機、日本電産など、日本を代表する大手企業がいち早く中国進出を果たした日本と縁深い都市です。今日でも約 3000 人の在留邦人が生活しており、出身地や出身大学ごとの集まりも定期的で開催されています。私自身は「大連広島県人会」と「広島大学大連留学生会」に参加しており、日中のビジネスパーソンたちと定期的に情報交換を行っております。最後になりますが、ひろしま産業振興機構の大連ビジネスサポーターとして、広島県内企業の皆様のご支援ができることを本当に楽しみにしております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

## ●桜葉コンサルティング(株)

(株)中国経済情報センター(1992年中国政府機関との提携により設立)の業務内容を踏襲して1998年に設立。対中国投資、対中国ビジネスに特化したコンサルタント会社。中国での幅広いネットワークを活用し、実地調査や市場調査、ビジネスマッチングなどを得意とする。

【所在地】〒160-0022 東京都新宿区新宿2-4-9 中江ビル3F

【連絡先】03-3352-3455 【URL】www.chinaworkoo.jp

## ●上海段和段(大連)法律事務所

設立は1993年。中国国内の14都市とアメリカ・ボストンにオフィスを有する中国の大手総合法律事務所。取扱業務は企業法務をはじめ、民事、不動産、倒産処理/事業再生、M&A/企業再編などに対応可能。深い専門性を持つ弁護士が多く在籍しており、中国法務部から幾度となく「文明範疇事務所」として表彰されている。

【所在地】〒116021 大連市沙河口区聯合路6A号 国資倉新大厦30層3004室

【連絡先】151-8403-9880 【URL】www.duanduan.com

## 《はじめに》

今回は、中国への現地進出、中国企業との売買契約などの取引、雇用、派遣人材の帰任、退職金の支払いなど、中国でのビジネス展開に必要な知識、実際に弊社に相談があった案件を中心に事例を紹介させていただきます。

日中間の企業制度やビジネス慣習、社会体制が異なることで発生するリスクから、対処し、企業のビジネス展開に貢献できればと考えておりますので、ご一読ください。

## 1. 中国における分公司と連絡事務所の違いについて

既に中国に進出している企業が他の都市へビジネスを展開しようとする際に、分公司若しくは、連絡事務所を設置する場合がありますが、登記の方向や活動の制限が異なりますので、その違いについて、ご紹介します。

### (1) 分公司

日本の支店に相当し、独立した法人資格は持ちません。また、営業活動を行う経営性分公司（営業性分公司）と営業活動を行わない非経営性分公司（非営業性分公司）に2種類に分けられます。ともに営業許可証の取得が必要なため、現地の工商部門での登記手続きを行います。

- 経営性分公司

経営性分公司の場合、営業活動を行うことができます。また、各契約においても分公司が主体となり締結することができ、売上計上や発票の発行と管理、増値税の申告と納付など管理業務が必要になります。そのため、分公司でも財務諸表の作成を行うこととなります。しかし、独立した法人資格を有していないため、活動できる範囲はあくまでも本部（総公司）の営業許可の範囲内と定められています。

- 非経営性分公司

非経営性分公司の場合、登記手続きの過程で税務局に対し、発票を発行する権利を放棄し、売上や収入が発生しないことを確定させた上で登記を完了させます。したがって、売上計上や発票の発行、増値税の申告などは発生しません。本部（総公司）が他のエリアで事務所スペースを賃貸し、そこへ従業員を派遣しているというイメージになります。しかし、営業活動は認められていないことから、連絡業務やアフターサービス業務が主な業務となります。なお、非経営性分公司については登記を認めない都市などもあるため、事前確認が必要になります。

### (2) 連絡事務所

中国では弁事処とも呼ばれ、一般的な連絡事務所のことを指します。工商部門での登記は必要としません。よって、比較的短期間で拠点を設置することは可能ですが、営業活動を行うことは必要ありません。

連絡事務所の場合、現地の工商部門での登記を行わないため、比較的短期間で拠点を設置することが可能になります。非経営性分公司と同様、営業活動は認められておらず、活動可能な業務は連絡活動に限定されます。一般的には短期プロジェクトの詰め所や分公司設立前の暫定的な拠点として使われるケースが多いようです。

## 2. 中国企業との売買契約について

中国の企業と取引をされる場合、中国の企業と売買契約書を作成する場合があります。

この場合の売買契約書に記載する一般的な項目についてご紹介します。

項目	内容
前文	契約当事者（甲乙双方の会社名、代表者名、住所、電話番号など） そのほか、契約番号や締結日、締結地点など。
対象物（目的物）	貨物の名称や規格、数量（単位）、価格など
包装方法	包装方法については、売り手の標準的な規格を明記するなど、当事者が決定できる。ただし、危険化学品などの特殊貨物の輸送については、中国国内の法律に基づき、規制される。
原産地	国名や製造のメーカーを記載。
保険	買い手、売り手のいずれかが海上保険を締結するか、どのような保険を締結するか、などを明記。
船積港と仕向港	CIF 上海とすれば、CIF 条件での仕向港は上海港となる。 FOB 東京とすれば、東京が船積港となる。
支払条件	一般的には、信用性の高い「信用状」を伴う荷為替手形が採用されることが多い。
船積書類	船積書類として、貨物引渡しや請求する船荷証券、保険証券、インボイスなど。 場合によっては、原産地証明書や数量証明書、包装証明書や品質証明書などの提出も必要となる。
所有権移転	所有権移転には、貨物引渡時や船積書類引渡時、代金支払時などが想定される。
品質保証	売り手は、定められた品質基準で貨物を引き渡すこと。 貨物によっては、仕様書や標準品、規格や見本などを活用し、品質基準を明示することも必要。
違約責任と解除	違約した当事者に対し、完全履行請求、代金減額請求、損害賠償請求などの措置を採用する。重大な契約違反についても、具体的な判断基準を決める必要がある。
準拠法	準拠法を紛争解決の法律とするのが一般的であるが、日本商事仲裁協会などとする場合もある。
言語	中国語を契約の言語とすることが多い。 当事者間で取り決めとなるが、紛争解決条項から紛争解決地の言語とするのが現実的である。また日本語を基準とした場合、契約書では中国語、日本語の両方が存在していたとしても、裁判には中国語訳を別途求めることになる。
署名	

上表はすべての項目ではありません。

契約書を作成した場合、中国の法律事務所でもリーガルチェックを受けることを推奨いたします。

関連サイト：

[http://www.chinawork.co.jp/shiten1/shiten-contract\\_language.html](http://www.chinawork.co.jp/shiten1/shiten-contract_language.html)

（中国市場への視点～契約書の使用言語について～）

### 3. 技術供与契約のロイヤリティへの課税について

中国企業と技術供与契約を締結し、先方からロイヤリティを支払う際に、中国の税務局から源泉徴収税 18.5%（企業所得税、増値税、その他）が課税される、と求められる場合があります。

このため、源泉徴収税の詳細をご紹介します。

源泉徴収税率の内訳は、上海市の場合は次のとおりです。

- (1) 増値税 6%
- (2) 城建税附加税（増値税税額の 7%）
- (3) 教育費附加税（増値税税額の 5%、10 万元以下は免除）
- (4) 企業所得税 10%

ここでの企業所得税 10%は、「日中租税条約」が適用されたものです。

「日中租税条約」は、次の租税を対象として適用されます。

- ・ 日本：所得税、法人税、住民税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人税
  - ・ 中国：個人所得税、企業所得税
- 配当、利子、使用料の限度税率 —

「日中租税条約」では、日本の居住者が中国国内で得る配当所得、利子所得、各種無体財産権使用料所得に対しては、中国は 10%を超えない税率で課税する——と規定されています。

したがって、中国の企業所得税の税率は 25%ですが、非居住企業は、中国国内源泉所得について企業所得税の適用税率は本来 20%とされ、上記「日中租税条約」の優遇により 10%の税率で企業所得税が徴収されます。

すなわち、日中租税条約により、源泉税率は親子会社間の配当が 10%、一般配当が 10%、利子が 10%、使用料（ロイヤリティ）が 10%となります。

### 4. 増値税の引き下げ（4 月 1 日実施）について

2019 年 3 月 20 日に財政部、国家税務総局、税関総署は共同で「増値税改革の深化に関連する政策についての公告を交付し、4 月 1 日から増値税の引き下げを実施しました。

課税対象	改定前	改定後
販売する製品や輸入する貨物	16%	13%
加工、修理など保守サービス	16%	13%
有形動産リースサービス	16%	13%
不動産販売	10%	9%
建築業	10%	9%
運輸業	10%	9%
土地使用権の譲渡	10%	9%
資料、化学肥料、農薬、農機	10%	9%
農作物、食用油、食塩	10%	9%
書籍、新聞、雑誌など	10%	9%

特に製造業に影響する「販売する製品や輸入する貨物」と「加工、修理など保守サービス」では、これまでの16%から13%へ引き下げられました。また、「有形動産リースサービス」や「不動産販売」、「運輸業」などの一部のサービス業においても、税率が引き下げられました。また、国内の航空券や鉄道チケット、バスチケットなどの「国内旅客輸送サービス」を売上税額から仕入税額として控除することが可能になりました。

同時に輸出増徴税の還付率と控除率にいても、以下のように調整されました。

## 5. 労働契約未締結で雇用していた場合の対応について

現地法人を設立した後、労働契約をうっかり締結していなかった場合にどのような影響があるかをご紹介します。

「中華人民共和国労働契約法実施条例（以下、実施条例）」（\*1）第6条では、「使用者が雇用開始日より1ヵ月を超え1年未満、労働者と書面による労働契約を締結しない場合、労働契約法第82条の規定にもとづき労働者に毎月2倍の賃金を支払わなければならない、かつ労働者と書面による労働契約を締結しなければならない」と規定しています。

すなわち、従業員と労働契約を締結しなくてもよい期間は1ヵ月のみで、それ以降、締結していなかった場合、企業は2倍の賃金を支払わなければなりません。

「実施条例」第7条においても、「使用者が雇用開始日より満1年過ぎても、労働者と書面による労働契約を締結しない場合、雇用開始日より満1ヵ月の翌日から満1年の前日までの間について、「労働契約法」改正に関する決定（\*2）第82条の規定にもとづき、労働者に対し毎月2倍の賃金を支払わなければならない、かつ、雇用開始日より満1年の当日、既に労働者と無期限の労働契約を締結したものと見なし、直ちに労働者と書面による労働契約を追補締結しなければならない」と厳しく規定しています。

したがって、中国の現地法人では、従業員と労働契約を締結しているかどうかをしっかりと確認する必要があります。

もしまだなら、規定どおりに毎月2倍の賃金を支払って、早急に労働契約を締結するしかありません。そのままにしておいて1年を超えてしまった場合は、2倍の賃金に加えて無期限雇用契約を強制的に締結しなければならない、その代償は極めて大きなものとなってしまいます。

\*1：「中華人民共和国労働契約法実施条例」（2008年9月18日公布、同日施行）

\*2：「労働契約法」改正に関する決定（2012年12月28日公布、2013年7月1日施行）

## 6. 帰任時の手続きについて

日本からの赴任者の任期満了や現地法人の撤退などに伴う帰任の場合、会社として行う行政手続は以下の6項目になります。



#### (1) 個人所得税税務登記の抹消

本人帰国後、所轄の税務局にて「個人所得税税務登記」の抹消手続きが必要になります。必要種類として以下のものが必要になります。

- ・ 抹消届申請書
- ・ 辞令
- ・ 旅券のコピー（出国スタンプ箇所も含む）
- ・ 税務局が必要とするその他の資料

#### (2) 個人所得税確定申告名簿からの削除

所管の税務局へ源泉徴収義務者である現地法人を通じて行いますので、所管の財務部との確認が必要です。追加納税が必要な場合は納付をしますが、帰任までに完了できないこともあります。また、帰国後に支給される賞与についても、支給対象期間が中国赴任期間と重なっている場合は、中国で課税されることもあります。その場合は二重課税となりますが、日本の確定申告で外国税額控除の適用を受けることができます。

#### (3) 外国人就業証の抹消

就業証の発行機関である労働局（上海市の場合は上海市人力資源社会保障局）で手続きを行います。必要書類は、『外国人就業証取消（異動）申請表』や『外国人就業証』などですが、離職を証明する書類の提出を求められることもあるので、準備が必要です。

#### (4) 外国人居留許可の抹消

居留許可の発行機関である出入国管理局（上海市の場合は上海市公安局）で手続きを行います。『臨時住宿登記表』や『外国人居留許可』の他に、③と同じく、離職を証明する書類の提出を求められることもあります。

#### (5) 在留届の抹消（「帰国届」の提出）

海外で事件・事故や災害などが起こった場合、日本大使館、総領事館は在留届をもとに所在地や緊急連絡先を確認し、援護活動を行います。そのため、帰国する際には、必ず在留届を提出した日本大使館、総領事館へ「帰国届」を提出しなければなりません。届出書のフォーマットは日本大使館、総領事館のHP からダウンロードできます。

## (6) 銀行口座の解約

帰国直前に解約すると手元に多額の現金が残り、出国時の持ち出し制限に該当してしまいますので、計画的な実施が必要です。日本への送金へは、納税証明書などの提示を求められることもありますので、あらかじめ口座所有の銀行へご確認ください。

### ■ 注意点

就業証や居留許可は、有効期限に達すると取り消されると判断し、未手続きで帰国する人もいますが、期間中の納税義務は発生しますので、必ず抹消手続きが必要となります。

## 7. 定年退職時の退職金について

中国現地法人の従業員が定年退職する場合、退職金として経済補償金を支払う必要性の有無について、ご紹介します。

まず、中国では退職金という概念は存在しません。労働者が定年退職年齢（※）に達し、法に従い基本養老保険給付を受け始めたことにより労働契約が終了した場合、経済補償金の支払事由とはなりません。すなわち、日本では労働者が定年退職を迎えるのときに退職金が支払われますが、中国では、「退職金＝経済補償金」を支払う制度になっていないと理解してください。

※中国の定年退職の年齢は、男性 60 歳、女性 50 歳、幹部クラスの女性は 55 歳

（関于企業職工“法定退休年龄”涵義的復函）

この機会に経済補償金の支払いが不要となる主なケースを整理し、注意点も解説しておきます。

### (1) 労働者が先に労働契約の解除を申し出て、合意解除がなされた場合

労働者が使用者に対し労働契約の解除を申し出たことにより合意解除された場合、経済補償金の支払いは不要です。

#### ■ 注意点

- 使用者と労働者のいずれが労働契約の解除を申し出たかについて後に争いが生じる可能性がある。
- 労働者から労働契約の解除の申出があった場合、使用者は、後の立証を可能にするため、書面で申し出を行わせ、かつ申出を行った日付についても明確にしておくこと。

### (2) 労働者が労働契約法第 37 条の規定に従い労働契約を解除した場合（自己都合退職）

労働契約法第 37 条では、労働者が 30 日前までに書面形式で通知することにより労働契約を解除できる旨が規定されています。

#### ■ 注意点

- いわゆる自己都合退職に相当し、労働者が同条に基づき労働契約を解除するにあたってその理由は問われない。
- 労働者自身による自己都合退職であるため、使用者に経済補償金の支払義務は生じない。

### (3) 使用者が労働契約法第 39 条(即時解除)の規定に従い労働契約を解除した場合

労働契約法では、労働者が「使用者の規則制度に著しく違反した場合」等、労働者に帰責事由が存在する場合、使用者から即時の労働契約の解除が可能である旨が規定されています。

#### ■ 注意点

- 労働者に帰責事由が存在する場合の労働契約の解除であるため使用者に経済補償金の支払義務は生じない。

### (4) 使用者が労働契約に約定する条件を維持し、または引き上げて労働契約を更新しようとしたものの、労働者が更新に同意しないために、期間を定めた労働契約が期間満了により終了した場合

#### ■ 注意点

- 期間の定めのある労働契約が期間満了で終了する場合について、労働契約法の施行前までは経済補償金の支払事由とはされていなかった(労働法 7 第 28 条参照)ものの、労働契約法施行後は経済補償金の支払事由とされた(労働契約法第 46 条第 5 号、第 44 条第 1 号)。
  - 労働契約法では、例外的に、使用者から従前と同一又はそれ以上の条件で労働契約の更新提案があったにもかかわらず、労働者が更新に同意せずに期間満了により労働契約が終了した場合には、経済補償金の支払いは不要とされた。
  - 使用者が従前と同一又はそれ以上の条件で労働契約の更新をしようとしたとの事実、又は労働者が更新に同意しないとの事実の有無について、後に争いが生じることが十分に予想されるため、これらの事実について書面等の客観的な証拠を残しておくべきである。
- ### (5) 労働者が定年退職年齢に達し、法に従い基本養老保険給付を受け始めたことにより労働契約が終了した場合

#### ■ 注意点

- 経済補償金の支払事由とはなりません。すなわち、日本では労働者が定年退職を迎えるのときに退職金が支払われますが、中国では、「退職金＝経済補償金」を支払う制度になっていないと理解してください。上記で説明したとおりです。

### (6) 労働者が死亡し、又は人民法院から死亡を宣告され、もしくは失踪を宣告されたことにより労働契約が終了した場合

#### ■ 注意点

- 中国では労働者が死亡したことで労働契約が終了する場合、経済補償金は支払われない。
- 日本では労働者が死亡した場合、就業規則や退職金規程等に基づき死亡退職金が支払われるケースが少なくない。

【参考法令】中国労働契約法(主席令第 65 号、2007 年 6 月 29 日公布、2008 年 1 月 1 日施行、2012 年 12 月 28 日改正公布、2013 年 7 月 1 日改正施行)